平成２７年（フ）第６２３号
大阪府和泉市阪本町313番地の１―203
債務者　大喜建装こと　常藤　忠幸
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番１―103号
債務者　松田美恵子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１７号
兵庫県西宮市青木町２番22―705号、前住所兵庫県西宮市下大市西町６番13号　ハイツハピネス102号
債務者　山口　光弘
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１８号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目77番地の３
債務者　前田　優花
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３１号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目18番14―２号フジパレス武庫之荘103
債務者　岩越　敏幸
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２号
奈良県大和高田市東中２丁目６番44号　グリーンシャトー201号
債務者　車井　敏行
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
奈良県大和高田市東中２丁目６番44号　グリーンシャトー201号
債務者　車井巳南子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
奈良県橿原市新賀町295番地　森村ハイツ４―32号
債務者　北野　春樹
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
奈良県橿原市新賀町295番地　森村ハイツ４―32号
債務者　北野　恵子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（21―504）、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字百済1786番地１
債務者　大月　綾子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
大分市大字津守178番地の１（コーポ田崎101）
債務者　宮本　慶幸
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１００号
兵庫県西宮市甲子園町30番13―203号、前住所兵庫県西宮市室川町５番７―304号
債務者　杉原　庸介
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１０号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目16番20号
債務者　大橋　　遼
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２４号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目19番１号　都ハウス403号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町２丁目12番13号　ＫＴ―11　201号
債務者　山本幸一郎
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分138番地１笠井アパート東１Ｆ、前住所徳島県美馬市穴吹町口山字宮内307番地３
債務者　森谷　信江
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第２１号
佐賀県唐津市鏡2411番地22
債務者　牟田　美香
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部